

## 農用地除外申立に関わる手引き

担当課係名：館山市経済観光部農水産課農政係  
電 話：0470（22）3396

- 1 この申立書で申請するのは  
**農業振興地域「農用地区域」からの除外** です。  
田や畑など農地を、住宅など農地以外にするには、そこが農業振興地域「農用地区域」に入っていた場合、農地の転用の前に農用地除外の手続きが必要になります。
- 2 申立できる人  
○農業振興地域「農用地区域」内農地の所有者
- 3 申立受付締切日（H29.4月～変更）  
○年2回（6月15日・12月15日 土日祝日と重なる場合はその前日）  
※締切日までに提出のあったものを、締切後に一括して審査します。
- 4 標準審査期間  
○締切後8ヶ月程度  
※あくまでも標準の期間ですので、これ以上かかる場合もあります。
- 5 申請窓口  
本館3階 農水産課農政係
- 6 その他  
○「農用地区域」とは、優良農地の保全を目的に設定されている区域ですので、申請をしても、ある一定の要件を満たしていなければ除外は認められません。  
詳しい内容については、担当係までお問合せ下さい。  
○事業計画地に2haを超える農地が含まれている場合には、事前に農林水産省との協議・調整が必要となり、通常より手続きに時間を要する場合があります。  
必要な書類についても、通常より多くなりますので計画段階で早めに担当係までご相談ください。